

発行日 2002年12月8日
 編集人 横浜市グループホーム連絡会
 横浜市中区本牧満坂10本牧生活の書内
 TEL 045(623)5318 FAX 045(623)5319

昭和51年12月22日第3種郵便物許可
 KSK 増刊通巻3124(毎月12回2・3・4・5の付く日発行)

酒井理事長をしのぶ

横浜市グループホーム連絡会

会長 室津滋樹

9月30日、(財)横浜市在宅障害者援護協会の理事長酒井喜和さんが急逝されました。

作業所や活動ホーム、グループホームにとって酒井理事長は大恩人です。本当に何もない時代から、作業所やグループホームを支えてくださり、常に障害者やその家族の立場に立つて、力を尽くしてくださいました。まだまだ不十分な点をあげればキリはありませんが、全国的に見ればトップレベルにある横浜の地域福祉をここまでにした最大の功労者であることは間違ひありません。ここに深く哀悼と感謝の意を表します。

酒井さんは、横浜市社会福祉協議会と在援協の一体化の検討会の席上、突然、心筋梗塞に倒れ、急逝されたのです。この検討会は市と市社協、在援協の3者で2つの組織を一体化すべきか否かを検討する会議で、在援協の委員として、酒井さんと活動ホーム連絡会の三橋さんと私が出席していました。

この検討会は、横浜の地域福祉の将来を左右する重要なのですが、酒井さんは倒れる直前、市社協と在援協をデパートと専門店にたとえ、デパートである市社協、

が専門店としての役割を果たせるのかという課題を提起されました。また行政との関係でも、在援協は時には市とけんかもしながら仕事を進めてきたが、社協はそこが違う。社協が本当に変われるのかとの提起が酒井さんの最後の言葉となりました。

酒井さんはよく、在援協が障害者や家族にとつて必要がなくなつた時にはいつでもなくせばいい。組織のために組織を守るつもりはないといつておられました。障害者福祉に係わるものにとつて肝に銘すべき言葉です。入所施設はもちろん、グループホームもいらないといわれる時代がやがてくるでしょう。そのとき、施設やグループホームの延命をはかるのか、役割を終えたものを壊せるのか、福祉に携わるものとして大変大切なことだと思います。

では今、在援協は障害者や家族にとつて必要がない組織になつたのでしょうか。もしそうなら在援協と市社協の一体化を進めればいいのです。しかし、残念ながら今の一体化の議論は組織の論理が先にあり、障害者や家族にとっての必要性がすっぽりと抜け落ちているといわざるを得ません。

もう一度、障害者や家族にとつて何が必要なのかという視点に立ち返つて、問題を整理すべきではないでしようか。この20年間、酒井さんとともに積み上げてきた大切なものを失つてはならないと思います。

9月6日に厚生労働省より公表されました支援費の居宅支援(グループホーム)の障害程度区分設定・判断基準に知的障害者の地域生活支援の程度を判断するための項目がまつたく考慮されていないことについて、横浜市グループホーム連絡会では厚生労働省に意見書を提出いたしました。その後、意見書に対し誠実に対応していただき、判断基準に知的障害者の健康管理・金銭管理・人間関係調整の3項目が追加されることになりました。

居宅支援にかかる障害程度区分の設定について

厚生労働省より9月12日の全国課長会議に先立つて9月6日付けで公表されました居宅支援に関する障害程度区分設定のための判断基準につきまして意見申し上げます。

まず施設支援と居宅支援の障害程度区分の判断基準内容があまりにも異なることに非常に驚いてお

ります。なぜこれほど大きな違いがあるのか、その理由をご説明いただきたいと思います。

また施設の区分設定については、施設関係者の意見を聞き、ずいぶん時間をかけて検討されておりました。なぜ居宅支援に関しては、案も示されず、関係者が意見を述べる機会も与えられず、決定されたのでしょうか。これが障害者の地域生活を推進していくといつてはいる国の人やり方なのでしょうか。

やるせない気持ちのやり場なく、憤慨の気持ちを抑えることができません。このようなやり方がおこなわれれば地域で障害者の暮らしを支えている人たちのやる気をそぐことになってしまいます。今回の厚生労働省のやり方に対し強く抗議するものです。

このたび出された居宅支援の障害程度区分に関する判断基準は、知的障害の人たちに必要な援助をきちんと反映しているとは考えられません。判断基準項目が食事、

由からでしょうか。

知的障害者が地域で暮らしていくために必要な援助は、コミュニケーション障害に対する支援、健康管理、清潔を保つための働きかけ、適切な医療を受けるための医師との橋渡し役、社会活動への参加支援、人間関係がスムーズにいくようにするための援助、予防の管理、金銭管理、衣類の管理、外出、日常生活における不安の解消など非常にたくさんあります。

グループホーム職員の仕事から考えますと、知的障害をもつた入居者が社会の中で安定して暮らすためにグループホーム職員の仕事をするためにグループホームで多くの重い知的障害を持つ人が暮らしておられるのでしょうか。

今やグループホームでおおきな問題や、人間関係調整、トラブルを回避するための話し合い、スケジュールの調整などであります。またさまざまな不安の解消を

はかることで安定して暮らすことになります。なぜこれほど大きな違いがあるのか、その理由をご説明いただきたいと思います。

ひとりひとり対応の仕方が異なり、経験とねばり強さを必要とするもつとも重要なグループホームの仕事が、障害程度を判定する基準にまつたく反映されていないことについては、現場に携わる者として私たちの仕事が認められないような気持ちになります。

また、これらはいずれも施設支援の区分設定に関する判断項目の中には反映されています。施設支援で判断項目とされているものが、居宅支援ではほとんど取り上げられていないということは、厚生労働省は地域で暮らしている知的障害者の援助をどのように考えています。

これまで居宅支援の区分判断基準は実態とあまりにもかけ離れていました。

お詫び

まちのなかでNo.24／3ページに記載した表の説明が抜けておりました。

これは厚生労働省が各団体からの要望に答えて検討を重ね11月14日に開催された
社会保障審議会障害者部会身体障害・知的障害分会に提出されたものです。

ほぼこの案の通り、12月初旬には見直しがなされるものと思われます。

横浜市グループホーム連絡会

さらに、デイサービスの区分の支援費の額をみても、身体障害Iの最も軽い人の額よりも、知的障害の最も重い人の額の方が少ない基準額になつております。居住支援については、知的障害者の援助が適正に評価されていないと思ひます。

この判断基準のままで支援費制度がスタートされると、日常生活動作は自分でできても、他の援助をたくさん必要としている多くの知的障害者の実態は反映されません。グループホームにおいては、現在重度加算を受けている人も受けられなくなる事は反映されません。グループホームにおいては、現在重度加算を受けている人も受けられなくなる事態が出てくるものと予想されます。もともと金額が低く抑えられているグループホームについては、運営がなりたたなくなつてしまい、職員の減少をまねき、結果として入居者の生活をおびやかす事態になりかねません。このことは現状を低下させることはしないとの厚生労働省の約束にも反ります。

再び、適正な判断ができるように判断基準の修正をお願いいたします。

支援費制度の趣旨については、「障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係にもとづき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところである。」と厚生労働省からが述べられています。この趣旨にもとづいて考えれば、地域で暮らしたいと思つてている障害者が地域で暮らしよるようにするためには、援助の内容をどう判定するかは非常に重要な問題です。

障害	行動	の調整	人間関係	管金理	管健理	移動	入浴	排泄	食事	区分1		区分2	
										①	②	区分1に該当しない程度	区分2に該当する
あり	著しい	支援	全面的な	支援	全面的な	支援	一部又は全般的な	一部又は全般的な	全介助	①	健康管理、金銭管理及び人間関係の調整について、全面的な支援を必要とする。	①	下記7つの項目のうち下記の支援を必要とするものが3つ以上当てはまる程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
							又は一部介助	又は一部介助	又は一部介助	①	食事、排泄、入浴および移動について、全介助又は一部介助を必要とする。	①	①食事、排泄、入浴および移動について、全介助又は一部介助を必要とする。
		支援を必要とする。	他の入居者との人間関係を築く等の調整や、トラブルの仲裁にほぼ毎日	金銭を財布にしまつておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に關わる行為の全てにおいて支援を必要とする。	薬の飲み忘れや飲み過ぎ、飲み残しがないよう常に服薬管理を必要とする。または、てんかんや糖尿病、腎不全等の慢性疾患を併せ持つことにより、通院や健康状態の把握に常に支援を必要とする。	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。	下記のうちいずれかの行動への対応を週1、2回程度以上必要とする。	下記のうちいずれかの行動への対応を週1、2回程度以上必要とする。	下記のうちいずれかの行動への対応を週1、2回程度以上必要とする。	②	睡眠障害や食事・排泄にかかる不適応な行動	②	②
										③	自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為	③	③

* 知的障害者地域生活援助に係る障害の区分の見直し
(下線部分及び太枠部分が追加した点)



「新障害者プラン」の策定がはじまりた。審議から5年間にわたって障害者対策の柱となる大切なものプランである。

地域で暮らせる仕組みを

これらの地域福祉のあり方を左右する国の新障害者プラン策定が現在行われている。このプランには障害者本人の意向を重視し、施設等から地域生活への移行を推進することが盛り込まれる予定。

11月8日、衆議院で民主党の山井議員が支援費制度に関する質問をおこなった。議員が各国が入所施設を減らし地域生活に移行しているのに日本は逆行しているのではないか、施設に偏りすぎている施策をどのように地域に展開していくのかと質問した。

左の写真は、議員が質問する際に見解を述べた。現在施設に入所している人たちが、地域で暮らしがはじめれば、グループホームは非常に大きな役割を果たす策となる。これから増加するグループホームが地域の中で安定して運営できるようなどのようなしくみを考えていけばいいのか。今後の大きな課題である。

施設から地域生活への移行を坂口厚生労働大臣・国会で答弁

坂口厚生労働大臣は議員の指摘の通り地域で暮らせるように進めた。家庭に地域にもどり生活していくべき体制をつくりたい。地域でできる限り生活できることは大事なことで、障害者に対する国民の理解が必要。正しい理解と啓蒙が必要だと見解を述べた。

現行プランでも「マライゼーションが実現されているが、地域でのサービスと並行して、施設も増やし続けてきた。さまざまな施策のなかで、数値目標を達成できそうなのは看ものの整備だけだ。

なかでも知的障害者の施設の建設はすぐれた能力を発揮できる。

来年4月には障害者自身がサービスを選んで利用する新たな支援費制度がはじまる。サービスの供給主体となるのは自治体だ。施設から地域での暮らしへ。この流れを確かなものにできるかどうかは、自治体の意図と取り組みにかかっている。

障害者は、ただ助けてもらうだけの存在ではない。個性や特質を生かすことだ。

なかなかの見解を述べた。それは看ものは看ものとの整備だけだ。そこには看の施設の建設はすぐれていた。知的障害がある43万人の人たちの4分の1以上が施設で暮らしている。多くが10年以上の長期だ。国際的に見ると、異常ともいはかない。

いかに地域で支える仕組みが不十分であるかの裏返しであろう。今ある施設は毎年の削減目標を定めて、生活や職業訓練のために通う所に切り替えていくべきだ。

同時に、独自暮らしを助ける住宅サービスを手厚くし、グループホームの住宅整備への支援、交通のバリアフリー化などを始めに通う所に切り替えていくべきだ。

増田秀輔さんは話す。驚くほどの中堅力で、毎回、同じ品質のコーヒーを入れられる貴重な人材という。彼らは年金とあわせると月に約20万円の収入を得ている。

障害を持つ人たちの力を引き出し、生きる場を広げていく。そんなプランをつくり、考え方を反映させる努力を続けた。

24人の従業員のうち、14人が知的障害者や精神障害者であることはあまり知られていない。「知的障害者はむずかしいエスプレッソを入れるのにうつづく」と店長の増田秀輔さんは話す。驚くほどの中堅力で、毎回、同じ品質のコーヒーを入れられる貴重な人材という。彼らは年金とあわせると月に約20万円の収入を得ている。

障害を持つ人たちの力を引き出し、生きる場を広げていく。そんなプランをつくり、考え方を反映させる努力を続けた。

盤を整えていく必要がある。

その際、などより優先したのは、これ以上、入所施設はつくるないといふ基本的な姿勢をはつきりと打ち出すことだ。「入れてしまえばいい」という癡想から決別することである。

べきだ。プランがいいが、例えば半数が多様な障害者で構成されるようなチームでしてほしい。

02.11.13 朝日新聞

施設から地域へ 支援サービスの拡充を

知的障害者の三人に一人が施設で暮らしている。施設から地域生活に移るには、地域福祉サービスの充実を図る必要がある。

社会保障部 小山 孝

「障害者を地域に出さない入所施設は、(国や自治体が交付した)お金を返す仕組みにする」と。税金の無駄遣いです。今月二十七日、都内で開かれた厚生労働省の研究班主催のシンポジウムで、知的障害を持つ男性一人が障害者施策への提言を行い、施設を出て地域で暮らすための環境整備を求めた。

提言者の一人、徳島県の鶴

居進さん(45)は十歳代を入所施設で過ごしたが、今は町営住宅で一人暮らし。「施設は日課も決まっている。今は自由があつてい」と語るが、日本では鶴居さんのような例は少数派だ。

全国の知的障害者や障害児

は約四十五万人。うち、約十

二万人が入所施設で暮らす。

日本知的障害者福祉協会によ

ると、入所施設の大半を占め

るが、施設生活を望む入所者は五人

に一人だった。

施設から出で地域で生活す

る場合、アパートなどで一

人暮らしには、身の回りの世

話や外出のつきいなどをし

てくれるホームヘルプサービ

スが有効だ。グループホーム

なら、個室を備えた共同住宅

は「生活の場」になっている。

知的障害者福祉の世界では

「施設で保護する方が本人も

幸せ」という考え方が強かつた。

家族も含め地域生活に消極的

な関係者が多く、施設の増設

要望が頻繁に出されている。

だが、障害者本人は施設での

生活に居心地の悪さを感じる

場合が多い。北海道知的障害

施設協会の調査では、今後も

施設生活を望む入所者は五人

に一人だった。

だが、問題はサービス量の

不足だ。グループホームは、

現行の障害者プランで約一万

千人分しか確保されていない。

ホームヘルプは、「要望

がない」と制度のない市町

村も多い。生活コストの問題

もある。入所施設の場合、利

用者負担は月に三万~四万円

程度だが、グループホームは

で四十七人が一緒に暮らし、世話を人に食事などの世話をしてもいいことになる。

施設生活者には、「こうした

支援があれば障害が重くても

地域生活を送れる人が多い。

中・軽度の人の75%が施設で

配膳の手伝いをしており、他

の入所者の清掃、洗濯まで

きる人も三割いる。

だが、問題はサービス量の

不足だ。グループホームは、

現行の障害者プランで約一万

千人分しか確保されていない。

ホームヘルプは、「要望

がない」と制度のない市町

村も多い。生活コストの問題

もある。入所施設の場合、利

用者負担は月に三万~四万円

程度だが、グループホームは

都市部なら家賃や食費などで
月十万円はかかる。

政府は、来年度から五年計画の「新障害者プラン」を策定中で、年内にも大枠が決

まる。だが、研究班によると、

知的障害者関係の国の予算は

従来、約七割が入所施設に使

われおり、地域生活支援は

三割。研究班のメンバーでも

ある三田優子・愛知県コロニ

ー発達障害研究所研究員は、

「予算の比率を変えない限り

地域移行は進まない。プラン

には入所施設の新設は盛り込

まず、地域での生活支援を充

実させるべきだ」と訴える。

来年度からは、障害者自身

がサービスを選んで契約する

「支援費制度」が始まる。「地

域での暮らしを支える」とい

う理念の実現には、グループ

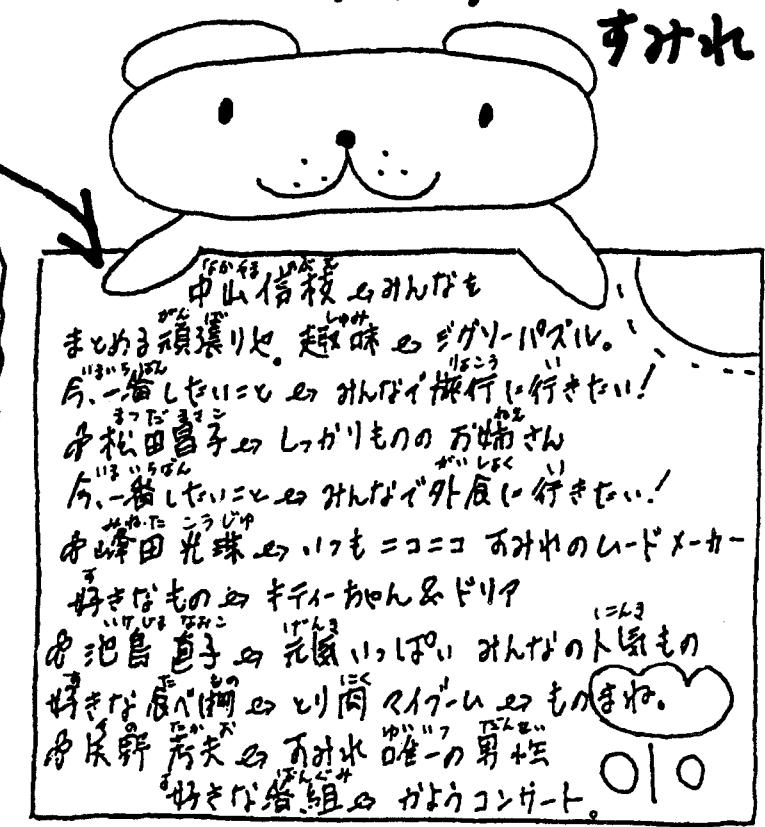
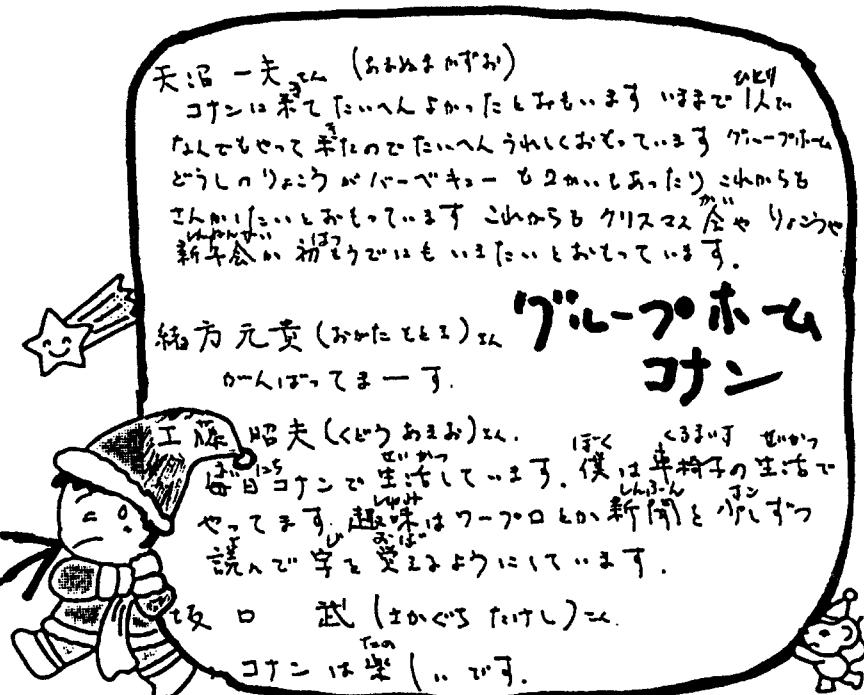
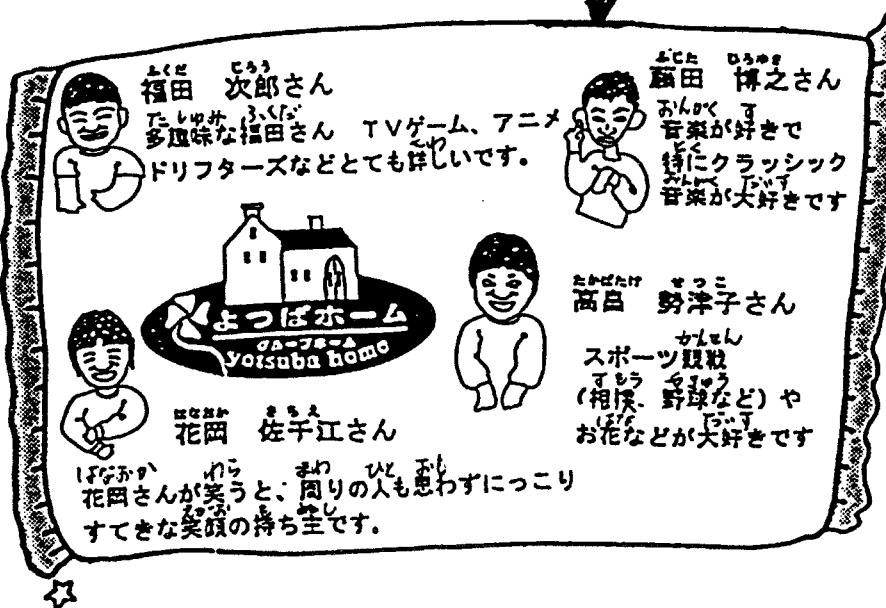
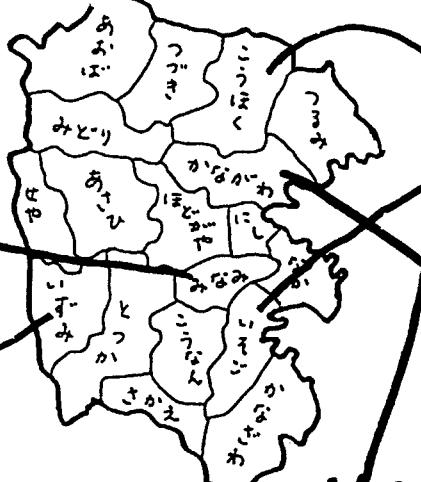
ホームやホームヘルプなどの

拡充や、経済的負担軽減のた

めの支援が欠かせない。



新しい仲間です よろしくね!!



横浜市に要望書を提出

中田新市長に会つて

平成14年4月、新しい市長が誕生。三七歳の若さあふれる中田市長のもとで新たな市政がはじまりました。

8月27日、在援協の故酒井理事長

とともに、障害者四団体が中田市長と懇談しました。

グループホーム連絡会からは会

長と入居者部会長が出席しました。

横浜市の福祉は、障害者やその家族が必要なサービスを自ら作り出してきた歴史であることを市長に伝え、これからも中田市長のもとで横浜市が当事者のニーズをしきりとうなづいています。

え、障害者福祉をより詳しく開してほしいと訴えました。



小規模ホームの継続実現を

グループホームの設置基準では定員は四七名です。支援費制度

中田市長は私たちの発言に熱心に耳を傾け、当事者の自主的活動

をこれからも大切にしていきたいと述べられました。

支援費支給申請の開始

平成15年4月から支援費制度が

開始されます。それにむけて、10

月から申請が始まりました。

横浜市のグループホームは、運

営委員会型(A型)は支援費制度の

対象とはならず、法人型(B型)で

知的障害の人人が入居しているホー

ムは支援費の対象となります。同

じグループホームでありながら、

支援費制度にあってはまるかどうか

で補助金等が異なるのです。今後の

グループホームを考えたときに

好ましいことは思われません。

支援費導入後のグループホーム

がどうあるべきかについて、連絡

会では横浜市に要望書を提出いたしました。

代で三六五日置くことを考へる

と、人件費は定員にかかるらず、少なくとも一人分は必要です。

定員を増やすければ運営が成り立たないといつたことにならな

いように、定員が少ない方が単価が高くなるように設定してほしい

と思ひます。

週末運営による単価は廃止に

週末運営については、平成12年

度の制度改正により週末も運営す

るグループホームがほとんどのな

りました。週末運営による単価の

違いを取り入れたことが一定の役割を果たしたものと思われます。

この機会にグループホームは週末

も運営することを原則とし、週末

運営による単価は廃止してもいい

のではないかと思います。

定員による単価のちがいを

そのためには定員による単価の

違いを引き続き取り入れることが

必要です。グループホーム運営に

必要な基礎的な運営費は、入居者

泊まりが必要な場合の単価の増額

泊まりの援助者を置く必要があ

るかどうかで必要な職員数に違い

が出てきます。基本型の入居者四

人のホームでも職員一人とアルバ

イトが確保でき、三六五日の運営
が安定して行えるよう、泊まり
の援助者をおく場合の加算を増額
すべきと考えます。

重度加算

9月6日

か、支援費制度ではグル
ープホームの障害程度区分は二区分
と発表されました。A型グループ
ホームにおいても支援費制度にお
ける障害区分にそろえる方向で検
討すべきだと思います。

しかし日本全国と横浜のグル
ープホームを比べると、横浜では障
害のかなり重い人までグループホ
ームで暮らしています。この違い
を考えると、横浜市においては国
が考えている重複度より上位のラン
クを設定して三区分とする必要が
あると思います。

また障害程度を決定する要素と
して、生活習慣病等の疾病や精神
疾患とともになう援助量の増大も加
えるべきであると考えます。

家賃助成について

生活保護法による家賃助成は、
身体的な障害があり一般より広い
建物を必要とする場合は上限が高
く設定されています。ところが知
的障害者の場合は障害の程度にか
わらず高い設定はありません。

しかし知的障害の重い人が地域で
暮らす時、普通よりも広い空間が
必要になります。

またグループホームを使用する
建物を借りようとする、共用部
分に加えて人数分の居室と援助者
が泊まる部屋、事務室が必要とな
り、定員四人でも六～七室が必要
になります。

現在の市の家賃助成額を除いた
額を入居者数で分担すると、地域
によつては生活保護の支給額を上
回る額となる場合があります。

家賃補助額の上限をなくし、補
助率も上げてほしいと思います。

グループホームの質の向上に

支援費制度の開始とともに、グ

ループホーム運営に多くの会社や団体が参入することが期待されています。

います。グループホームを数多く

作るためにいいことだと思いま
すが、一方で入居者の生活を守る
ためにはグループホームの立地に

関する基本要件をきちんと定めて

おくことが重要だと思います。

おくことが重要だと思います。

障害者を一市民として考えたと
き、住民のサービスをその自治体

がおこなわないといらしくみはお
かしいといわざるを得ません。

これから大きな課題としてこ
の問題に取り組むとともに、支援

費の対象とならないグループホー
ムについては、入居者がホームへ

ルバー等の制度を利用する時には
これまで通りホーム所在地の区が

決めることがあります。

最後に、横浜市がこれまで先駆

的に取り組んできたことについて

は、これからも大切に守り育てて

援護の実施者について

支援費支給制度の対象となるグ

ループホームでは、入居者が居住

しているところの行政がサービス

の決定をおこなうのではなく、入
居者の出身地(親が住んでいると

ころ)で決定がおこなわれること

になります。

これまで通りホームの運営に多
くの会社や団体が参入することが期
待されています。

います。グループホームを数多く

作るためにいいことだと思いま
すが、一方で入居者の生活を守る
ためにはグループホームの立地に

関する基準をきちんと定めて

おくことが重要だと思います。

障害者を一市民として考えたと
き、住民のサービスをその自治体

がおこなわないといらしくみはお
かしいといわざるを得ません。

これから大きな課題としてこ
の問題に取り組むとともに、支援

費の対象とならないグループホー
ムについては、入居者がホームへ

ルバー等の制度を利用する時には
これまで通りホーム所在地の区が

決めることがあります。

最後に、横浜市がこれまで先駆

的に取り組んできたことについて

は、これからも大切に守り育てて



交通行動

交通行動は、駅やバスなどが誰にでも使いやすいものになるようになります。そのための活動です。毎年秋に県下の障害者団体の人と一緒になって、駅に要望書を出したり、デモ行進をしています。「駅にエレベーターをつけてほしい」とか「ノンステップバスを増やしてほしい」「時刻表や案内をわかりやすくしてほしい」など

という要望を実現するために、たくさん的人に訴えきました。

今年は九月二十八日に、桜木

町と横浜駅に要望書を提出しました。

そのころはまだ、駆員も私たちが行くと、「また来たのか」とか、電動車椅子を持って階段を登ると「腰が痛い」「もう来ないでほしい」といふように言つていました。

それでも私たちは、くじけないで行きました。ある時は、ふれあい生活の家の入居者全員で、山手駅の駅長と話し合いをしたこともありました。「私たちも遊びに行つているんじやないんだから、そんなことは言わないでくれ」と言うと、山手駅の駅長は、「とにかく腰が痛いから、もう来るな」と言いました。でも私たちは週二回ふれ

ふれあい生活の家 三谷浩之
私がグループホーム「ふれあい生活の家」に入居したのは十九年前でした。そのころ本牧から鶴見の活動ホーム「ふれあいの家」に通つてました。入居者四人のうち二人ずつ山手駅と関内駅とに分かれて電車に乗つて行つていました。

そのころはまだ、駆員も私たちが行くと、「また来たのか」とか、電動車椅子を持って階段を登ると「腰が痛い」「もう来ないでほしい」といふように言つていました。

それでも私たちは、くじけないで行きました。ある時は、ふれあい生活の家の入居者全員で、山手駅の駅長と話し合いをしたこともありました。「私たちも遊びに行つているんじやないんだから、そんなことは言わないでくれ」と言いました。でも私たちは週二回ふれ

交通行動にかかわり始めて

ふれあい生活の家 三谷浩之

あいの家に行きました。山手駅の駅長が私たちあまりにももめていたので、駅長がかわってからは、駅側の態度がよくなりました。

ちょうど、国鉄からJRに変わった頃で、駆員がものすごく人員削減されるところでしたが、山手駅は私たちが行くからということ

で、駆員を減らされなかつた。それでかえつて感謝されました。それからはさらに、駕係が良くなつてきました。階段昇降機がいち早くついたのも山手駅でした。

バスはノンステップ、スロープ、リフトも何もなかつた。だけど私はちはふつうのバスに乗つていました。運転手は何も手伝つてくれない。運転手は何も手伝つてくれない。運転手は何も手伝つてくれない。

交通行動は全国で一斉に始まりました。バスや電車の会社に要望書を出したり、話しあつたりする行動です。一般の人にもアピールするために、街の中でデモ行進をするために、

駅長が私たちとあまりにももめていたので、駅長がかわってからは、駅側の態度がよくなりました。私は最初から参加していました。最初に各駅に行つたときは、駅長が話を聞かなかつたり、要望書を受け取らなかつたりしました。いろいろあつたけど、十一年間よくやつてきたと思います。今は少しづつだけ、駅にエレベーターとかがつくようになつたし、ノンステップバスも走るようになりました。それは、交通行動をやつてきた車椅子の人たちが、JRや私鉄・市の交通局とかも一生懸命呼びかけてきたおかげで、今につながつてきていると思います。でもまだ全部の駅にエレベーターがつくまでがんばつてやつていただきたいと思います。市営バスが全部ノンステップになるまでがんばつていただきたいと思います。

今は知的障害の人たちや、みんなにわかりやすい表示にするため、がんばつてています。

六月一日(日)、横浜市民防災センターを見学しました。さんかしやは、にゅうきよしゃだけで、ごぜん十一ホーム二十八人、ごは六ホーム十八人でした。

ごぜん、ごぞれぞれ「ほんづつにわかれて、防災センターの人のせつめいをききながら、見学をしました。

一つめは、けむりたいけん。口にハンカチをあてて、なるべくゆかをはうようにあるいた。へやのなかは、めいろみみたいだつた。

二つめは、くらやみたいけん。かべをつたわって、行つたが、たいへんだつた。

三つめは、しようかきのつかい方。みんなも、しようかきのつかい方をおぼえていたほうが、いい方ともつた。

グループホーム来夢 牧正一

六月二日(日)、横浜市民防災センターを見学しました。さんかしやは、にゅうきよしゃだけで、ごぜん十一ホーム二十八人、ごは六ホーム十八人でした。

ごぜん、ごぞれぞれ「ほんづつにわかれて、防災センターの人のせつめいをききながら、見学をしました。

一つめは、けむりたいけん。口にハンカチをあてて、なるべくゆかをはうようにあるいた。へやのなかは、めいろみみたいだつた。

二つめは、くらやみたいけん。かべをつたわって、行つたが、たいへんだつた。

三つめは、しようかきのつかい方。みんなも、しようかきのつかい方をおぼえていたほうが、いい

四つめは、じしんたいけん。ふたつの、ちがうじしんをたいてんした。もし、じしんがほんとうにきたら、けいけんをいかせたらいなあとおもつた。ざいえんきょうのひとも、ふたりきててつだつてくれました。

こんかいのしゃかいけんがくは、べんきようになりました。さんかして、よかつたです。

社会見学のあとのかんそう

• くらくてほうこうがわからなかつた。けむりのへやは、くるしかつた。じつさいのかじのときはたいへんだとおもつた。

• 地震体験が車イスに座つたままでしてよかつた。暗やみでは、後ろから車イスを押してももらうのが恐かった。けむりの中では、人によつては、自分で口をおさえられないし、車イスに乗つたままでしやがんで移動するよ



- グループホームだけでなく、実



新刊紹介

もう施設には帰らない
ちできようがいにんの声
知的障害のある21人の声
中央法規出版 1500円

親や施設関係者でつくる
「10万人のためのグループ
ホームを!」 実行委員会が企画・編集した。

かつて入所施設にいた経験のある知的障害者21人が語つた、施設で暮らすということ、地域で暮らすという家での避難についても見直す必要がある。

• 消火器の使い方がわかつた。
• 地震と火事は本当におそろしいです。将来一人暮らしをしたらどうしようかと思いました。

• グループホームで避難場所を確認した。防災用具を買うことにした。「あわてず、さわがず」を大切にしようと話し合つた。

幸せとは何かを考える。
来春から5年間の障害者施策の柱である「新障害者プラン」の策定が始まつた。障害者本人たちの思いを施策に反映させるために、必読の一冊。



協力会員募集!

まちの中でくらしている障害者の声や
声をお届けする機関紙「まちの中で」を
発行しつづけるためにご支援をお願い
いたします。

会員(年) 1口 2000円

振替 ... 00280-7-73608
横浜市グループホーム連絡会

④ 協力会員になっていたいただいた方には
機関紙をお送りいたします。

基金づくりにご協力を!

グループホーム運営支援基金のために
みなさまのお手元でねもっている未使用の
テレfonカード、オレンジカード、ビール券、
商品券などのご寄付をお願いします。

送り先・横浜市グループホーム連絡会
事務局
〒231-0833
横浜市中区本牧満坂10
本牧生活の家 045-623-5318

新年度の協力会員
振り込みお願い
いたします。

住所変更など
ありましたら お知らせ下さい

〔ありがとうございました〕 (2001.7.1~2002.10.31, 敬称略)

〈寄付〉 水越玲子、菊地真子、池田かづ枝、佐藤由身子、
伊達富美子、飯野美保子、谷川弘、川島京子、相野谷由起

〈手形〉 水越玲子、熊谷、金木豊、藤尾孝枝、本多敬子

〈パスカード、商品券など〉 室津滋樹、奥本民代、津田富美子、藤尾孝枝



編集後記

HIS.4 支持者制度のスタートに向けて
申請が開始されました。

新しい時代がいい時代になると
よいとしているのですね。

発行人 神奈川県身体障害者団体定期刊行物協会
横浜市港北区鳥山町1752

横浜ラボール3F

編集人 横浜市グループホーム連絡会

横浜市中区本牧満坂10 本牧生活の家

TEL 045(623)5318

FAX 045(623)5319

郵便番号 00280-7-73608

名称 横浜市グループホーム連絡会

編集責任者 室津 滋樹

定価 100円